

大阪文化芸術事業実行委員会
公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得

（目 的）

第1条 この心得は、大阪文化芸術事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う公募型プロポーザル方式による事業者の選定及び見積書の徴取その他の取り扱いについて、応募提案をしようとする者（以下「応募提案者」という。）及び契約交渉の相手方として選定された事業者（以下「契約候補者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 応募提案者及び契約候補者は、関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

（公正な応募提案の確保）

第3条 応募提案者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に応募提案の内容を決定しなければならない。

- （1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に抵触する行為を行うこと。
- （2）他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- （3）契約候補者の選定の前に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- （4）契約候補者の選定を行う選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- （5）応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- （6）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

（募集要項等の熟知）

第4条 応募提案者は、実行委員会の募集要項及び仕様書等に記載された応募提案及び契約締結に必要な条件を熟知のうえ、応募提案しなければならない。提案時に、募集要項等について疑義があるときは、実行委員会が指定した方法により実行委員会に対し説明を求めることができる。

（見積書の作成等）

第5条 契約候補者は、実行委員会が指定した様式 1 により見積書を作成し、指定した要件に基づき提出しなければならない。

- 2 見積書が、見積依頼書、その他の見積依頼において指定した日時までに到達しないときは、当該見積書は無効とする。
- 3 見積書を提出した後は、当該提出した見積書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 4 見積書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（いわゆる税抜き価格）とする。
- 5 見積書は、見積依頼書等で指定した方法により提出する。

6 前各項の規定は、実行委員会が別に指示する場合は、適用しない。

（見積りの辞退）

第6条 契約候補者は、第11条の規定による契約の相手方決定に至るまでは、実行委員会の承認を得て、見積りを辞退することができる。

2 契約候補者は、見積りを辞退しようとするときは、理由を示した見積り辞退承認申請書（様式2）を実行委員会へ提出するものとする。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

（見積りの取り止め等）

第7条 契約候補者が第2条又は第3条の規定に抵触する疑いがあるなど、実行委員会が必要と認めるときは、契約の相手方としないことがある。

2 前項の場合において、実行委員会が調査を行うときは、契約候補者は当該調査に協力しなければならない。

（再度見積り）

第8条 契約候補者が予定価格の制限の範囲内の見積りをした場合であっても、再度見積りを依頼することがある。

2 前項の場合において、再度見積り依頼を受けた契約候補者が辞退した場合であっても、これを理由として以後の入札及び公募型プロポーザル等への参加について不利益な扱いを受けない。

（見積書の無効）

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

- (1) 契約候補者以外の者がした見積り
- (2) 指定した日時、場所に提出されなかった見積り
- (3) 所在地、商号または名称、代表者氏名の記載を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り、又は金額の記載の不鮮明な見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 虚偽や談合、その他不正行為により行ったと認められる見積り
- (7) 同一の見積りについて、2以上の見積りをした者の見積り
- (8) 実行委員会から示した条件以外の条件を付した見積り
- (9) 前各号に掲げるもののほか、この心得に違反した見積り

（契約の相手方の決定）

第10条 契約候補者が契約上限金額の制限の範囲内で適正と認めた見積書を提出した場合は、その者を契約の相手方とする。

2 契約候補者が契約の相手方とならなかった場合において、次点者がいる場合は、第5条から前条まで及び前項の規定を準用する。

（契約相手方決定の通知）

第11条 前条の規定により契約の相手方となった者（以下「契約相手方という。」）は、速やかに契約の手続きを開始しなければならない。

（契約保証金等）

第12条 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

- （1）国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
- （2）政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
- （3）銀行又は発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- （4）銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
- （5）銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
- （6）銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- （1）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- （2）本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間で2件以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、本業務を履行しない恐れがないと認められる場合。

（契約書の締結等）

第13条 契約相手方は、実行委員会から交付された契約書に記名押印し、契約の相手方と決定した日から10日以内にこれを実行委員会に提出しなければならない。ただし、実行委員会の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 記名押印した契約書を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

3 実行委員会は、契約締結までに、契約の相手方が第1号及び第2号に該当したときは契約をせず、第3号又は第4号に該当したときは契約をしないことがある。

- （1）契約に際して、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」とい

う。)第8条第1項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しないとき。

(2) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるとき。

(3) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

(4) 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者

(異議の申立)

第14条 契約候補者は、見積書提出後、この心得、仕様書等についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 その他公募型プロポーザル方式に関する応募提案及び見積りに際しては、実行委員会の指示に従うこと。

附 則

(施行期日)

この心得は、2019年3月22日から施行する。

(施行期日)

この心得は、2021年4月1日から施行する。

(施行期日)

この心得は、2023年4月1日から施行する。

(施行期日)

この心得は、2025年10月29日から施行する。

(様式1)

見 積 書

年 月 日

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

大阪文化芸術事業実行委員会公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得及び契約書の各条項並びに仕様書等を熟知のうえ、下記のとおり見積りします。

記

案件名称 _____

金 額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (注) 見積書に記載された金額は、契約希望金額の100/110に相当する金額である。
金額を訂正しないこと。
金額記載の文字はアラビア字体とすること。
金額の頭に¥記号をつけること。

(様式2)

見積り辞退承認申請書

年 月 日

大阪文化芸術事業実行委員会 委員長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

次の理由により見積りを辞退いたしたく、下記のとおり申請します。

記

1 案件名称 _____

2 辞退の理由